

【新旧対照表】

《Apple Pay モバイルペイメント規程（JCBブランド会員様用）》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後	備考
<p><b>第1条（目的等）</b>                      1.本規定は、株式会社セブン・カードサービス（以下「当社」という。）から当社所定のクレジットカードに関する会員規約（以下「会員規約」という。）に基づき JCB ブランドカード（ただし、当社が認めるカードに限られる。）の貸与を受けた会員が、Apple 社 が別途指定する機種 of モバイル端末（以下「指定モバイル端末」という。）を使用する方法により、当該カードによるショッピング利用、または当社から国内・海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いにかかるサービス（以下「金融サービス」という。）の利用（以下、ショッピング利用と金融サービスの利用を併せて「カード決済」という。）を行う場合 of、当社が会員に提供するサービス（以下「本サービス」という。）の内容、利用方法、その他当社と会員との間の契約関係（以下、本サービスにかかる会員と当社との間の契約関係を「本契約」という。）について定めるものです。会員は、本規定に同意の上、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。</p>	<p><b>第1条（目的等）</b>                      1.本規定は、株式会社セブン・カードサービス（以下「当社」という。）から当社所定のクレジットカードに関する会員規約（以下「会員規約」という。）に基づき <u>株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）</u> ブランドカード（ただし、当社が認めるカードに限られる。）の貸与を受けた会員が、Apple 社 が別途指定する機種 of モバイル端末（以下「指定モバイル端末」という。）を使用する方法により、当該カードによるショッピング利用、または当社から国内・海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いにかかるサービス（以下「金融サービス」という。）の利用（以下、ショッピング利用と金融サービスの利用を併せて「カード決済」という。）を行う場合 of、当社が会員に提供するサービス（以下「本サービス」という。）の内容、利用方法、その他当社と会員との間の契約関係（以下、本サービスにかかる会員と当社との間の契約関係を「本契約」という。）について定めるものです。会員は、本規定に同意の上、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。</p>	<p>【改定】                      明確化のため</p>
<p><b>第2条（用語の定義）</b></p> <p style="text-align: center;">《新設》</p>	<p><b>第2条（用語の定義）</b>  <u>(14)「エクスプレスモード機能」とは、指定カードを Apple 社所定の手続きにより「エクスプレスカード」として登録することにより、第10条第5項に定める方法で本サービスを利用することができる機能をいいます。</u>  <u>(15)「エクスプレスモード対応加盟店」とは、JCB Contactless 加盟店のうち、エクスプレスモード機能に対応した交通機関をいいます。</u></p>	<p>【改定】                      「エクスプレスモード」開始のため</p>
<p><b>第6条（本件モバイル端末・パスコード等の管理）</b></p>	<p><b>第6条（本件モバイル端末・パスコード等の管理）</b>  <u>5.第3項および前項にかかわらず、利用者がエクスプレスモード機能を用いること（Apple 社所定の手続きによりエクスプレスカードの登録を行うことをいう。以下同じ。）を選択した場合には、エクスプレスモード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うことなく、また本件モバイル端末のロックを解除することなく、第10条第5項に定める方法で本サービスの利用が可能となる</u></p>	<p>【改定】                      「エクスプレスモード」開始のため</p>

<p>《新設》</p> <p>5.利用者が本サービスを利用する場合、会員規約または J/Secure(TM)利用者規定に基づく、暗証番号・パスワードによる本人認証は原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。</p>	<p><u>ため、利用者がエクスプレスモード機能を用いることを選択していない場合と比較して、利用者が本件モバイル端末の占有を失った場合の、第三者による悪用のおそれが相対的に高まります。利用者は、この点を考慮の上、利用者の責任と判断の下、エクスプレスモード機能を用いるか否かを選択するものとします。利用者がエクスプレスモード機能を用いることを選択した場合、エクスプレスモード対応加盟店において本サービスが利用されたときは、利用者本人の利用とみなし、利用者本人が支払いの責任を負担するものとします。</u></p> <p><u>6.利用者は、エクスプレスモード機能を用いることを選択した場合、本件モバイル端末の占有を失わないよう、特に厳重に本件モバイル端末を管理するものとします。</u></p> <p>7.利用者が本サービスを利用する場合、会員規約または J/Secure(TM)利用者規定に基づく、暗証番号・パスワードによる本人認証は原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。</p>	
<p>第 8 条 (契約不成立時および契約終了後の個人情報利用)</p> <p>利用者等は、本契約が成立しなかった場合<del>であって</del>、または本契約が終了後<del>した</del>であっても、当社が前条の定めに従い個人情報の保有および利用を行うことに同意するものとします。</p>	<p>第 8 条 (契約不成立時および契約終了後の個人情報利用)</p> <p>利用者等は、本契約が成立しなかった場合または本契約<del>の</del>終了後であっても、当社が前条の定めに従い個人情報の保有および利用を行うことに同意するものとします。</p>	<p>【改定】 平仄合わせのため</p>
<p>第 10 条 (ショッピング利用)</p> <p>2.前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末として使用する指定モバイル端末の種類によっては、前項の加盟店の一部において本サービスを利用することができません。また、指定カードが当社の公表する種類のカードである場合、利用者は前項①の加盟店において本サービスを利用することができません。</p> <p>4.前項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスを利用することができる場合があります。この場合、利用者が加盟店との間で取引の予約等を行い、当該取引が成立した場合の決済手段として本サービスを指定すると、当該指定後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後当該取引が成</p>	<p>第 10 条 (ショッピング利用)</p> <p>2.前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末として使用する指定モバイル端末の種類によっては、前項の加盟店の一部において本サービスを利用することができません。また、指定カードが当社の公表する種類のカードである場合、利用者は、<u>前項①</u>の加盟店において本サービスを利用することができません。</p> <p>4.前項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスを利用することができる場合があります。この場合、利用者が加盟店との間で取引の予約等を行い、当該取引が成立した場合の決済手段として本サービスを指定すると、当該指定後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後当該取引が成</p>	<p>【改定】 「エクスプレスモード」開始のため</p>

<p>立したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該取引に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、当社または JCB に対する支払義務を負うものとしします。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>5.利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は、指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、当社に対して支払いを行うものとしします。</p> <p>6.利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。</p>	<p>立したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該取引に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は、<u>会員規約および本規定に基づき、当社または JCB に対する支払義務を負うものとしします。</u></p> <p><u>5.第3項にかかわらず、利用者は、Apple 社所定の手続きを行うことにより、エクスプレスモード機能を用いることを選択した場合、エクスプレスモード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うことなく、また本件モバイル端末のロックを解除することなく、本件モバイル端末をエクスプレスモード対応加盟店に設置された非接触式 IC 読取機器にかざすだけで、本サービスを利用することができます。</u></p> <p>6.利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は、指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、当社に対して支払いを行うものとしします。</p> <p>7.利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。</p>	
<p>第 10 条の 2 (AppleID 紐付け)</p> <p>1.利用者は、第 1 条第 1 項 および前条各項にかかわらず、Apple 社所定の方法により、AppleID を利用した場合の支払方法として、Apple Pay を指定すること（以下「AppleID 紐付け」という。）ができます。利用者が AppleID を利用して決済を行い、AppleID 紐付けを行った Apple Pay による決済が選択されると、本件モバイル端末を使用したか否かにかかわらず、利用者は、本契約に基づき本サービスを利用して決済を行ったこととなります。この場合、前条第 5 項および第 6 項が準用されます。</p>	<p>第 10 条の 2 (AppleID 紐付け)</p> <p>1.利用者は、第 1 条第 1 項 および前条各項にかかわらず、Apple 社所定の方法により、AppleID を利用した場合の支払方法として、Apple Pay を指定すること（以下「AppleID 紐付け」という。）ができます。利用者が AppleID を利用して決済を行い、AppleID 紐付けを行った Apple Pay による決済が選択されると、本件モバイル端末を使用したか否かにかかわらず、利用者は、本契約に基づき本サービスを利用して決済を行ったこととなります。この場合、前条第 6 項および第 7 項が準用されます。</p>	<p>【改定】 条項追加による修正のため</p>
<p>第 12 条 (金融サービス)</p> <p>1.利用者は、指定カードにおいて金融サービスを利用できる場合は、当社が別途公表した日以降、本サービスにより金融サービスの提供を受けることができます。なお、当社は利用者に対して、将来における金融サービスの提供開始を保証するものではありません。</p> <p>2.前項の場合において、利用者が本件モバイル端末を使用して金融サービスの提供を受けた場合、利用者は指定カードにより金融サービスの提供を受けたものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカ</p>	<p>第 12 条 (金融サービス)</p> <p>1.利用者は、指定カードにおいて金融サービスを利用できる場合は、当社が別途公表した日以降、本サービスにより金融サービスの提供を受けることができます。なお、当社は、<u>利用者</u>に対して、将来における金融サービスの提供開始を保証するものではありません。</p> <p>2.前項の場合において、利用者が本件モバイル端末を使用して金融サービスの提供を受けた場合、利用者は、<u>指定カード</u>により金融サービスの提供を受けたものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカ</p>	<p>【改定】 平仄合わせのため</p>

<p>ード利用代金と併せて、会員規約に基づき、当社に対して支払いを行うものとします。また、利用者は会員規約の国内・海外キャッシング1回払い、およびキャッシングリボ払いに関する条項に従うものとします。ただし、本サービスを利用する場合の使用手法または使用制限等が存在する場合には、当社は、前項の公表時に、併せて公表を行いますので、利用者はその内容に従って本サービスを利用するものとします。</p>	<p>カード利用代金と併せて、会員規約に基づき、当社に対して支払いを行うものとします。また、利用者は、<u>会員規約の国内・海外キャッシング1回払い、およびキャッシングリボ払いに関する条項に従うものとします。</u>ただし、本サービスを利用する場合の使用手法または使用制限等が存在する場合、当社は、<u>前項の公表時に、併せて公表を行いますので、利用者は、その内容に従って本サービスを利用するものとします。</u></p>	
<p>第13条（本件モバイル端末の紛失、盗難）  1.利用者は、<u>本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知った場合には、直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、次の①および②の双方の措置をとるものとします。</u>なお、利用者は本契約の締結後速やかに、紛失・盗難等の発生の際に②の措置を実施することができるよう、本件モバイル端末の設定その他の必要な措置を講じるものとします。  2.本件モバイル端末の紛失、盗難により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は、<u>本会員の負担</u>とします。  3.前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社またはJCBに<u>当社またはJCB</u>所定の方法により通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出した場合、当社は、<u>利用者に対して</u>当社またはJCBが通知を受けた日の60日前以降の<u>本サービスの利用代金の支払債務を免除</u>します。ただし、<u>次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。</u></p> <p style="text-align: center;">《新設》</p>	<p>第13条（本件モバイル端末の紛失、盗難）  1.利用者は、<u>本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知った場合、直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合は、可能な限り速やかに）、次の①および②の双方の措置をとるものとします。</u>なお、利用者は、<u>本契約の締結後速やかに、紛失・盗難等の発生の際に②の措置を実施することができるよう、本件モバイル端末の設定その他の必要な措置を講じるものとします。</u>  2.本件モバイル端末を紛失し、<u>または盗難もしくは詐欺等されたこと</u>により、他人に本サービスを利用された場合、その利用代金は、<u>利用者の負担</u>とします。  3.前項にかかわらず、<u>利用者が自己の意思によらずして本件モバイル端末の占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、</u>利用者が本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合は、可能な限り速やかに）、当社またはJCBに<u>両社</u>所定の方法により通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ、<u>当社またはJCBの請求により所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出したことを条件として、</u>当社は、<u>当該通知を受けた本件モバイル端末について、当社またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によって本件モバイル端末が使用されたものにかかる本サービスの利用代金の支払債務を免除</u>します。  4.利用者は、<u>本件モバイル端末を盗取した他人、または本件モバイル端末を使用した他人が利用者と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき利用者が利用代金を負担する場合を除く。）、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</u>  5.<u>第3項にかかわらず、次のいずれかに該当</u></p>	<p>【改定】  ・平仄合わせ  ・「エクスプレスモード」開始のため</p>

<p>(1)利用者が第 6 条第 1 項から第 4 項のいずれかに違反したとき</p> <p>(2)利用者が本条第 1 項に違反したとき</p> <p>(3)利用者の家族、親族、同居人等、利用者の関係者が本サービスを利用したとき <del>(これらの関係者が本サービスを利用したことについて、利用者に故意または過失があるか否かを問いません。)</del></p> <p>(4)利用者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき</p> <p>(5)紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき</p> <p>(6)利用者が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査の協力を拒んだとき</p> <p>(8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき</p> <p>(9)その他本規定または会員規約等に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき</p> <p>4. 当社または JCB は、社会の状況、モバイル端末、IT 技術、IT サービス等の環境の変化、当社または JCB の営業上の理由その他の事情により、前項に定める紛失、盗難時における利用者の債務の免除に関する制度を改定する場合があります。この場合、当社ま</p>	<p>するときは、<u>本サービスの利用代金の支払債務は免除されず、利用者は、第 2 項に基づいて、本サービスの利用代金を当社に支払うものとし</u>ます。</p> <p>(1)利用者が第 6 条第 1 項から <u>同条第 4 項、または同条第 6 項</u>のいずれかに違反したとき</p> <p>(2)利用者が本条第 1 項 <u>または本条第 4 項</u>に違反したとき</p> <p>(3)利用者の家族 <u>もしくは、親族 (同居の有無を問わない。)</u>、同居人等、<u>法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる</u>利用者の関係者 <u>(以下「利用者関係者」という。)</u> が本サービスを利用したとき <u>(この場合、利用者の本件モバイル端末や本パスコード等の管理にかかる過失の有無および利用者の本規定への違反の有無を問わない。)</u></p> <p>(4)利用者が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人が本件モバイル端末を盗取することが困難ではない状況下において本件モバイル端末を自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、利用者または利用者関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき</p> <p>(5)利用者が当社もしくは JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくは JCB 等の行う被害状況の調査 (詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限られない。) に協力しなかったとき</p> <p>(6)本条第 3 項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(5)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき</p> <p>(8)エクスプレスモード対応加盟店においてエクスプレスモードを用いて本サービスが利用されたとき (この場合、利用者の本件モバイル端末の管理にかかる過失の有無および利用者の本規定への違反の有無を問わない。)</p> <p>(9)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき</p> <p>(10)その他本規定または会員規約等に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき</p> <p>6. 当社または JCB は、社会の状況、モバイル端末、IT 技術、IT サービス等の環境の変化、当社または JCB の営業上の理由その他の事情により、前項に定める紛失、盗難時における利用者の債務の免除に関する制度を改定する場合があります。この場合、当社ま</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>たは JCB は、当該改定の効力が生じる日を定め、第 20 条に定める方法で改定につき周知します。</p>	<p>たは JCB は、当該改定の効力が生じる日を定め、第 20 条に定める方法で改定につき周知します。</p>	
<p>第 14 条（一時停止等） 2.当社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の通知または公表なく、本サービスを一時停止または中止することができます。 (4)上記各号のほか、当社が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合</p>	<p>第 14 条（一時停止等） 2.当社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の通知または公表なく、本サービスを一時停止または中止することができます。 (4)上記(1)から(3)のほか、当社が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合</p>	<p>【改定】 平仄合わせのため</p>
<p>第 17 条（解除等） 1.当社は、利用者が本契約に違反し、当社が利用者に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、利用者に対して通知を要することなく、本契約を解除できます。</p>	<p>第 17 条（解除等） 1.当社は、利用者が本契約に違反し、当社が利用者に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合、利用者に対して通知を要することなく、本契約を解除できます。</p>	<p>【改定】 平仄合わせのため</p>
<p>第 20 条（本規定の変更） 1.当社は、次のいずれかの場合には、会員との個別の合意がない場合であっても、本規定を変更することができ、変更後の本規定の条項について、会員との合意があったものとみなすものとします。</p>	<p>第 20 条（本規定の変更） 1.当社は、次のいずれかの場合、会員との個別の合意がない場合であっても、本規定を変更することができ、変更後の本規定の条項について、会員との合意があったものとみなすものとします。</p>	<p>【改定】 平仄合わせのため</p>